

様式 1 公表されるべき事項

平成19年度国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程により、期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	在勤する事業所を異にして広域異動を行った者に対する広域異動手当の新設。 期末特別手当について、広域異動手当の月額を基礎額に含む改正。
理事	法人の長の改定内容と同じ。
理事(非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,756	千円 11,928	千円 4,828	千円 0 ()		3月31日	
A理事	千円 15,591	千円 11,064	千円 4,478	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 16,011	千円 11,064	千円 4,478	千円 49 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)		3月31日	
C理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()		3月31日	
C監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()			
D監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()			

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,964	4	0	H20.3.31	-	本法人役員退職手当規程に基づき、役員としての在職期間における業績を総合的に判断し、支給額の増減は行わないこととした。	
理事A	5,532 (54,656)	4 (35)	0 (0)	H20.3.31	-	本法人役員退職手当規程に基づき、役員としての在職期間における業績を総合的に判断し、支給額の増減は行わないこととした。	
理事B	5,532 (54,656)	4 (45)	0 (0)	H20.3.31	-	本法人役員退職手当規程に基づき、役員としての在職期間における業績を総合的に判断し、支給額の増減は行わないこととした。	
理事A (非常勤)						該当者なし	
理事B (非常勤)						該当者なし	
監事A						該当者なし	
監事B						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	
監事B (非常勤)						該当者なし	

注:理事A及びBについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を算出した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

業務の内容、方法を見直し、効率化、合理化を推進し、常勤職員数の適正な管理を行い人件費の抑制に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定については、勤務評定及び個人評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格・降格	昇格：勤務成績が良好であり、かつ、別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。 降格：勤務実績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
昇給	毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて5段階に設定した昇給区分により決定する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

・広域異動手当の新設(60km以上300km未満 3%、300km以上 6%。ただし、H19年度はそれぞれの支給割合を2%及び4%の経過措置を導入)
 ・地域手当の支給割合を1%から2%に改定
 ・管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう管理職手当を定額化
 ・管理職手当の定額化に伴い、3種から5種区分適用者の支給額改正
 ・平成19年4月より初任給を中心に若年層に限定し本給月額を0.1%から1%引き上げる改定を行った。
 ・平成19年4月より扶養手当の3人目以降の子等の支給月額を5,000円から6,000円に、さらに子等に係る支給月額を500円引き上げ6,500円とする改定を行った。
 ・民間の支給割合を考慮するとともに、勤勉手当の支給額に勤務実績をより反映できるよう平成19年12月期に限り、勤勉手当の査定原資を0.05月分及び成績区分が良好な者以上の成績率を3%引き上げる改定を行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	294人	45.5歳	7,620千円	5,455千円	106千円	2,165千円
事務・技術	108人	43.4歳	5,828千円	4,240千円	127千円	1,588千円
教育職種 (大学教員)	185人	46.7歳	8,684千円	6,177千円	95千円	2,507千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1人					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	34.3	3,282	3,282	66	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	34.3	3,282	3,282	66	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

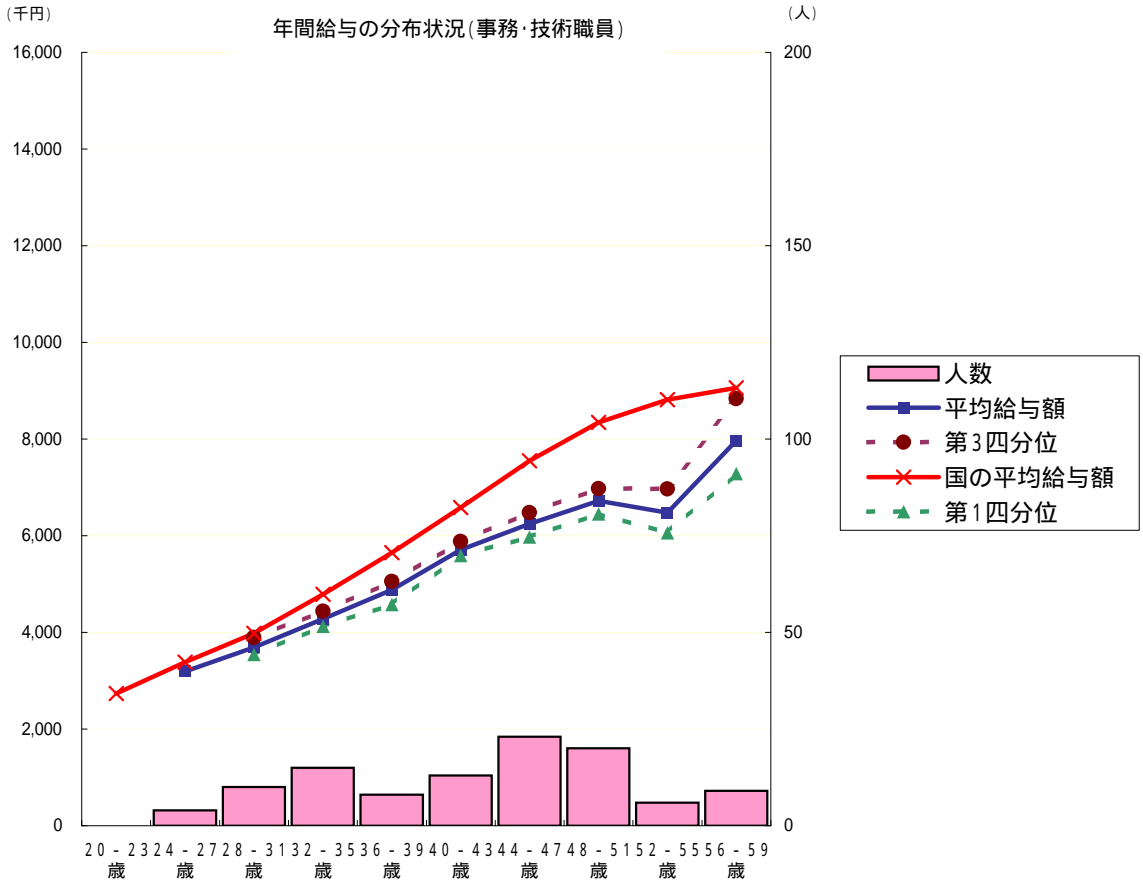
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	41.7	5,670	5,670	85	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	41.7	5,670	5,670	85	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

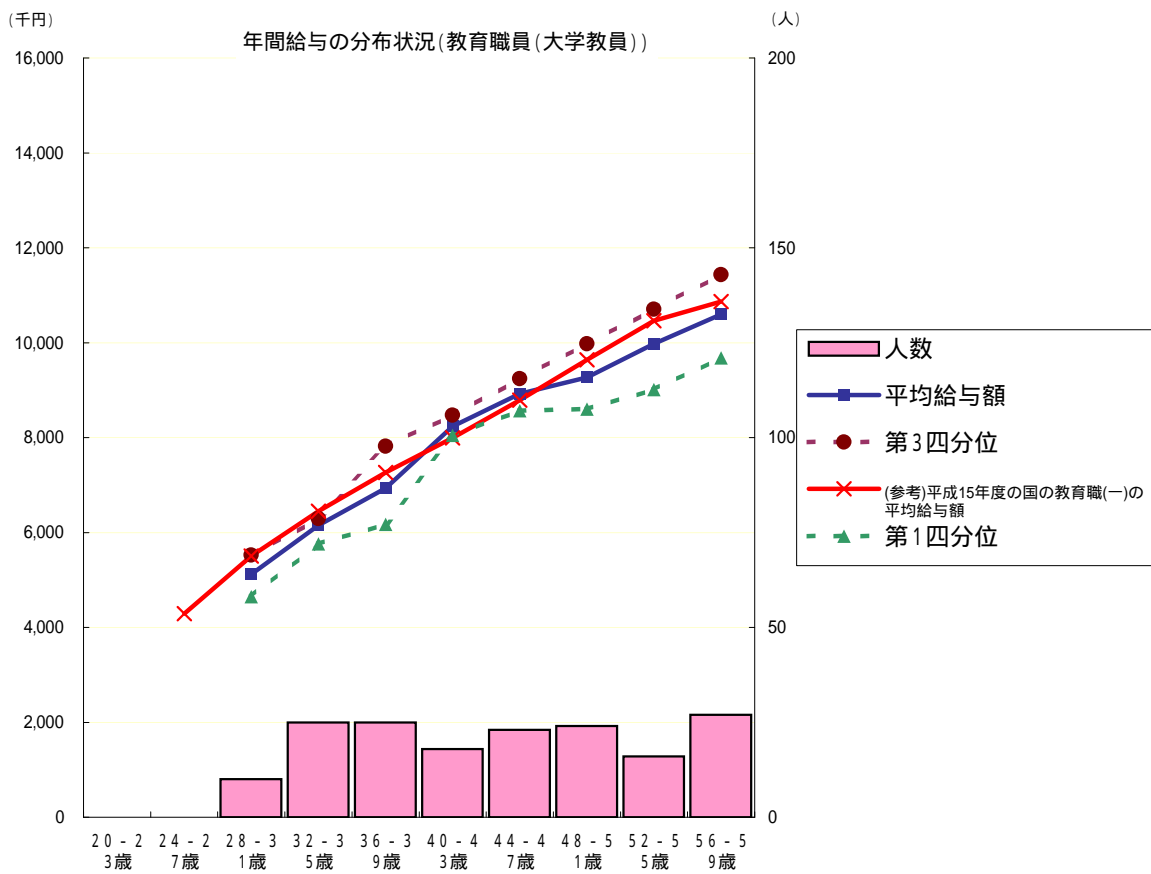


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年齢24～27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	5	57.5	8,803	8,567	8,902		
課長補佐	8	53.1	6,972	7,188	7,088		
係長	54	46.7	5,878	6,234	6,660		
主任	10	45.0	4,917	5,495	5,949		
係員	31	32.1	3,577	3,993	4,379		



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	72	55.3	9,979	11,179	10,555	9,979	11,179
准教授	60	46.0	7,946	8,880	8,446	7,946	8,880
講師	12	37.7	6,398	7,495	7,090	6,398	7,495
助教	36	35.1	5,568	6,182	5,902	5,568	6,182
助手	5	37.9	4,292	5,430	4,949	4,292	5,430

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	108人	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	4人 (3.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	59~58歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円 6,613 ~6,381
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円 9,016 ~8,803

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		3人 (2.8%)	14人 (13.0%)	54人 (50.0%)	27人 (25.0%)	6人 (5.6%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	185人	該当なし (%)	72人 (38.9%)	60人 (32.4%)	12人 (6.5%)	36人 (19.5%)	5人 (2.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.4	67.3	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	32.7	33.6
	最高～最低	40.7～32.0	34.6～31.2	37.6～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	67.7	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	32.3	33.4
	最高～最低	40.7～29.9	34.6～28.6	37.6～29.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9	65.1	64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.1	34.9	35.9
	最高～最低	40.3～33.2	38.0～31.4	39.1～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7	67.8	66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3	32.2	33.2
	最高～最低	40.7～31.9	38.1～29.5	39.2～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

对国家公務員(行政職(一))

84.2

对其他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.7

对其他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「其他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)

平成15年度の国の教育職(一)との給与水準の比較指標 97.5

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.2	
	参考	地域勘案 89.1
		学歴勘案 83.4
	地域・学歴勘案 88.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62% (国からの財政支出額 4,464,907,000円、支出予算の総額 7,232,337,000円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており給与水準は適切である。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成19年度決算)	
	【検証結果】 欠損額を生じないよう、今後も業務運営に努める。	
講ずる措置	支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており給与水準は適切である。今後も適正な給与水準の維持に努める。	

教育職員(大学教員)

平成15年度の国の教育職(一)との給与水準の比較指標 97.5

総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,737,196	千円 2,780,519	千円 (%) 43,323 (1.6)	千円 (%) 134,444 (4.7)
退職手当支給額 (B)	千円 433,542	千円 256,431	千円 (%) 177,111 (69.1)	千円 (%) 248,150 (133.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 466,037	千円 391,698	千円 (%) 74,339 (19.0)	千円 (%) 205,402 (78.8)
福利厚生費 (D)	千円 363,768	千円 378,898	千円 (%) 15,130 (4.0)	千円 (%) 1,554 (0.4)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 4,000,543	千円 3,807,546	千円 (%) 192,997 (5.1)	千円 (%) 320,662 (8.7)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の前年度からの主な増減について

給与、報酬等支給総額:対前年度比1.6%減少

・教員の人事計画により、退職教員の後任者補充を一定期間制限する人員削減・抑制による教職員数の減によるものである。

退職手当支給額:対前年度比69.1%増加

・役員3名、教員2名、一般職員3名の増加によるものである。

非常勤役職員等給与:対前年度比19.0%増加

・博士後期課程学生支援RA制度新設によるRA、G-COE採択による博士後期課程学生の研究員への雇用 54人

・研究業務補助を行う学生の非常勤職員就業規則の適用 139人

・競争的資金の獲得増によるプロジェクト研究員等の非常勤職員の増加 22人

福利厚生費:対前年度比4%減少

・教員数が減少したこと、共済組合の短期掛金率、介護掛金率が減少したことによる。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

・効率的な管理運営を行うこと等により、管理経費の抑制に努める。

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の人件費予算相当額(法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出)から、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

)人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,970,583	2,780,519	2,737,196
人件費削減率 (%)		6.4	7.9
人件費削減率(補正值) (%)		6.4	8.6

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし